

地域雇用開発促進法のスキーム

厚生労働大臣 — 指針の策定 —

雇用開発促進地域

- 区域 ……ハローワークの範囲を基本(労働市場圏を想定)
 - 雇用情勢 ……有効求人倍率が全国平均を一定程度下回る、労働力人口に対する求職者の割合が全国平均以上
 - 計画期間 ……3年以内
- 等

自発雇用創造地域

- 区域 ……市町村単位(単独又は複数)
 - 雇用情勢 ……有効求人倍率が全国平均(1倍を超える場合は1.067未満である場合は0.67。)以下
 - 重点分野 ……地域重点分野の設定、雇用創造協議会(市町村(都道府県)、経済団体等)の設置
 - 計画期間 ……3年以内
- 等

都道府県

— 計画策定 —

市町村(都道府県)

地域雇用開発計画

- ① 区域
 - ② 地域雇用開発の方策
 - ③ 計画期間
- 等

地域雇用創造計画

- ① 区域
 - ② 地域重点分野
 - ③ 計画期間
 - ④ 地域雇用開発の方策
- 等

↔ 関係市町村の意見

↔ 協議会の議決

協議

関係行政機関の長に協議 →
地方労働審議会への付議 →

厚生労働大臣
— 同意 —

← 関係行政機関の長に協議
← 地方労働審議会への付議

国の支援措置 — 地域再生計画、関係省庁の施策との連携 —

- 事業主に対する助成
— 事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成(50万円～800万円)
- 戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例

- 実践型地域雇用創造事業
— 地域雇用創造協議会から提案される事業(雇用創出、能力開発、就職促進等)の中から、雇用創造効果の高いものに対し、委託費を支給(最大3年度間、上限各年度2億円(2以上の市町村が共同で創造計画を策定した地域にあっては2.5億円))
- 労働者の委託募集に係る特例措置